

統一特許裁判所（UPC）、空席であった中央部の支部をミラノとする旨を決定

2023年6月29日

JETRO デュッセルドルフ事務所

統一特許裁判所（UPC）は、6月29日、6月26日に開催されたUPC管理委員会において、BREXITにより空白となっていたUPC中央部の残る一つの支部をミラノとする旨を決定したことを、ニュースリリースにて公表した。

本ニュースリリース及びUPC管理委員会の決定文書によれば、UPC管理委員会は、UPC協定第87条第2項に基づき、UPC協定を欧州連合法に沿ったものとするため、UPC協定第7条第2項（仮訳：中央部は、パリに所在し、その支部をロンドン及びミュンヘンに置く。）を改正することを決定し、その結果、中央部の支部がミラノに設置されることになった、としている。

元々、ロンドン支部が担当するはずであった分野である①医薬品分野を含むIPCセクションA（生活必需品）と、②バイオ分野を含むIPCセクションC（化学、冶金）及び③これらのIPCセクションの補充的保護証明書（SPC）について、ミラノ支部は①の分野を管轄することとなり、ミュンヘン支部は②を、パリ中央部が③を管轄することとなった。

本ニュースリリースによれば、これまでのところ、UPCでは23件の提訴がなされており、その内訳は、保護処分6件（具体的には、仮処分申請4件、証拠保全申請2件）、取消訴訟3件、侵害訴訟14件としている。併せて、同裁判所は236通のプロテクティブレター<sup>1</sup>を受け取っている旨が報告された。

今回のUPC管理委員会による決定は、イタリア・フランス・ドイツによる提案が採択されたものである。UPC協定第87条第3項では、管理委員会の決定は、その決定日から12月以内に締約国がその決定による拘束を希望しない旨の宣言をしたときは効力を発しないとされており、本決定は12月後に発効することになる。そして、イタリア外務省は、6月26日のプレスリリース<sup>2</sup>において、12月以内に裁判所を完全に稼働させるために、すでに取り組んでいる旨を公表している。

過去、イタリアはスペインとともに、翻訳言語を理由として25の加盟国が参加する「強化された協力」による単一特許の枠組みへの参加を見送っている（UPC協定には署名していた）。他方で、2015年には単一特許の枠組みに正式に参加しており、その後はBREXIT

<sup>1</sup> UPC に対して、自分を被告とする仮処分申請がなされるおそれがあると考える場合に提出することができる（統一特許裁判所手続規則第207条）。

<https://www.unified-patent-court.org/en/faq/protective-letter>

<sup>2</sup> [Decision of the Administrative Committee of the Unified Patent Court \(UPC\) to proceed with the establishment of the Milan Section of the UPC's Central Division](#)

の影響もあり、中央部の支部をも獲得に至った点で、上記の当時の状況とは隔世の感がある。

<参考：UPC 協定（抜粋）仮訳>

第 87 条 改正

(1) (略)

(2) 管理委員会は、特許又は欧州連合法に関連する国際条約に一致するよう、本協定を修正することができる。

(3) (1) 及び (2) に基づく管理理事会の決定は、その決定日から 12 月以内に、締約国が、関連する内部意思決定手続に基づいて、その決定による拘束を希望しない旨の宣言をしたときは、効力を発しない。その場合、当該締約国の再検討会議が招集される。

－ UPC のニュースリリース等は、以下参照 －

(ニュースリリース)

[Communication on the 7th UPC Administrative Committee meeting on 26 June 2023](#)

(UPC 管理委員会決定文書)

[Administrative Committee - Decision of the Administrative Committee under Article 87 \(2\) UPCA amending the Agreement](#)

－ 欧州単一効特許・統一特許裁判所制度に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

- [統一特許裁判所 \(UPC\)、イタリア・フランス・ドイツが UPC 中央部のミラノ支部設置を提案 \(2023 年 6 月 12 日\) \(PDF\)](#)
- [統一特許裁判所 \(UPC\)、待望の欧州単一特許制度がついに開始 \(2023 年 6 月 1 日\) \(PDF\)](#)
- [統一特許裁判所 \(UPC\)、中央部の担当分野の割り当てを決定 \(2023 年 5 月 16 日\) \(PDF\)](#)
- [統一特許裁判所 \(UPC\)、サンライズ期間が開始 \(2023 年 3 月 1 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州単一効特許・統一特許裁判所、2023 年 6 月 1 日に開始予定 \(2023 年 2 月 17 日\) \(PDF\)](#)
- [統一特許裁判所 \(UPC\)、元 UPC 準備委員会委員長のラムゼイ氏を登記官に指名 \(2023 年 1 月 19 日\) \(PDF\)](#)
- [統一特許裁判所 \(UPC\) 準備委員会、UPC 協定発効予定日の延期を公表 \(2022 年 12 月 6 日\) \(PDF\)](#)
- [欧州特許庁 \(EPO\)、欧州単一特許制度の運用開始に向けた経過措置の開始日を公表 \(2022 年 11 月 14 日\) \(PDF\)](#)
- [統一特許裁判所 \(UPC\) 準備委員会、裁判官のリストを公表 \(2022 年 10 月 19 日\) \(PDF\)](#)
- [統一特許裁判所 \(UPC\) 準備委員会、UPC 協定発効までのロードマップを公表 \(2022 年 10 月 7 日\) \(PDF\)](#)
- [統一特許裁判所 \(UPC\) 準備委員会、CMS の準備状況について公表 \(2022 年 10 月 4](#)

日) (PDF)

- 統一特許裁判所 (UPC) 準備委員会、UPC 開始に向けた準備の進捗状況を公表 (2022年7月18日) (PDF)
- 統一特許裁判所 (UPC) 準備委員会、UPC の裁判官の採用等についてスケジュールを公表 (2022年4月7日) (PDF)
- UPC 協定の暫定的適用に関する議定書が発効 (2022年1月19日) (PDF)
- 統一特許裁判所 (UPC) 準備委員会、UPC 協定発効の目安時期について公表 (2021年8月19日) (PDF)
- ドイツの統一特許裁判所 (UPC) 協定承認法、大統領による署名を経て公布 (2021年8月13日) (PDF)
- ドイツ連邦憲法裁判所、統一特許裁判所 (UPC) 協定承認法に対する憲法異議は認められないと判断 (2021年7月9日) (PDF)
- ドイツ連邦参議院、統一特許裁判所 (UPC) 協定批准に係る法案を可決 (2020年12月18日) (PDF)
- ドイツ連邦議会、統一特許裁判所 (UPC) 協定批准に係る法案を可決 (2020年11月27日) (PDF)
- ドイツ連邦政府、統一特許裁判所 (UPC) 協定批准に係る法案を連邦議会に提出 (2020年10月2日) (PDF)
- ドイツ連邦司法・消費者保護省、統一特許裁判所 (UPC) 協定批准に係る法律の草案を公表 (2020年6月12日) (PDF)
- ドイツ連邦憲法裁判所、統一特許裁判所協定批准に係る法案を無効と判断 (2020年3月20日) (PDF)
- 英国公認特許代理人協会等、英国政府が欧州単一特許・統一特許裁判所制度への参加を追求しない旨公表 (2020年3月1日) (PDF)
- 欧州特許庁及び EU 加盟国の代表、単一特許パッケージの迅速な実施を求める (2020年1月13日) (PDF)
- 英国、欧州統一特許裁判所 (UPC) 協定を批准 (2018年4月30日) (PDF)
- 英国上院 (貴族院)、統一特許裁判所協定関連法案を採択 (2017年12月15日) (PDF)
- 英国下院 (庶民院)、統一特許裁判所協定関連法案を採択、上院 (貴族院) 審議へ (2017年12月11日) (PDF)
- 欧州特許庁、欧州単一特許ガイドを公表 (2017年8月21日) (PDF)
- 欧州統一特許裁判所準備委員会、統一特許裁判所協定施行時期に関する見解を表明 (2017年6月28日) (PDF)
- 英国知的財産連盟 (IP Federation)、欧州統一特許裁判所準備委員会に対して意見書を提出 (2017年6月16日) (PDF)
- 英国商工会議所及び欧州商工会議所、英国政府に対して統一特許裁判所協定批准を求める共同文書を提出 (2017年5月30日) (PDF)

- [ドイツ連邦参議院、欧州単一特許・統一特許裁判所協定関連法案を採択（2017年4月3日）（PDF）](#)
- [ドイツ連邦議会、欧州単一特許・統一特許裁判所協定関連法案を採択、連邦参議院送付へ（2017年3月10日）（PDF）](#)
- [イタリア、欧州統一特許裁判所協定批准をEU理事会に通知（2017年2月13日）（PDF）](#)
- [オランダ、欧州統一特許裁判所協定批准をEU理事会に通知（2016年9月16日）（PDF）](#)
- [英国知的財産庁、国民投票の結果を受けて知財法制に関する見解を公表（2016年8月4日）（PDF）](#)
- [欧州特許庁、英国におけるEU離脱の是非を問う国民投票結果について声明を公表（2016年6月27日）（PDF）](#)
- [ブルガリア、欧州統一特許裁判所協定批准をEU理事会に通知（2016年6月17日）（PDF）](#)
- [欧州統一特許裁判所準備委員会、裁判手数料及び回収可能費用規則とガイドラインを採択（2016年3月1日）（PDF）](#)
- [欧州統一特許裁判所準備委員会、調停規則を採択（2016年2月16日）（PDF）](#)
- [フィンランド、欧州統一特許裁判所協定批准をEU理事会に通知（2016年1月25日）（PDF）](#)
- [欧州特許機構管理理事会特別委員会、欧州単一特許の料金、更新手数料収入配分、予算・財政に関する規則を採択（2015年12月22日）（PDF）](#)
- [欧州特許機構管理理事会特別委員会、欧州単一特許の更新手数料収入の配分割合を採択（2015年11月20日）（PDF）](#)
- [欧州統一特許裁判所準備委員会、統一特許裁判所の手続規則を採択（2015年10月29日）（PDF）](#)
- [欧州統一特許裁判所協定の暫定適用に関する議定書にEUの7加盟国が署名（2015年10月15日）（PDF）](#)
- [イタリアが欧州単一特許の枠組みに正式に参加（2015年9月30日）（PDF）](#)
- [ポルトガル、欧州統一特許裁判所協定批准のための国内手続を完了（2015年8月23日）（PDF）](#)
- [欧州特許機構管理理事会特別委員会、欧州単一特許の更新手数料水準の素案を採択（2015年6月25日）（PDF）](#)
- [欧州統一特許裁判所準備委員会、統一特許裁判所の料金体系についてパブリック・コメントを募集開始（2015年5月11日）（PDF）](#)
- [欧州特許機構管理理事会特別委員会、EPOが提出した欧州単一特許の更新手数料水準の素案の議論を開始（2015年3月31日）（PDF）](#)
- [ビジネスヨーロッパ、欧州特許庁作成の欧州単一特許の更新手数料水準の素案に対し懸念を表明する書簡を公表（2015年3月20日）（PDF）](#)

- [欧州統一特許裁判所準備委員会、準備の進捗状況と今後の予定を公表（2014年9月18日）（PDF）](#)

(以上)